

# 非課税期間終了時のお手続きのお知らせ

2015年に一般NISAで購入された投資信託は、本年12月末に非課税期間が終了します。

つきましては、お預かりしている投資信託について、下記の選択1～選択3の方法からお選びいただき、それぞれ定める期日までにお手続きいただくようお願い申し上げます。

## 選択1 2020年分一般NISAに移管する（ロールオーバー）

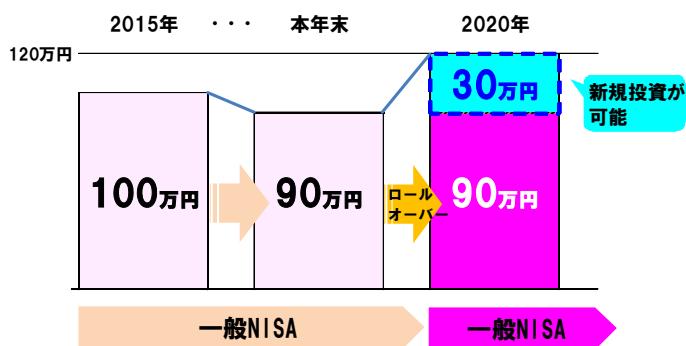
★**非課税期間を5年間延長**することができます。

☞本年11月末を目安に同封の「非課税口座内上場株式等移管依頼書」をお取引店にご提出ください。

★**移管する投資信託の移管時の時価**（本年12月末時点の時価）で2020年の非課税投資枠を使用します。

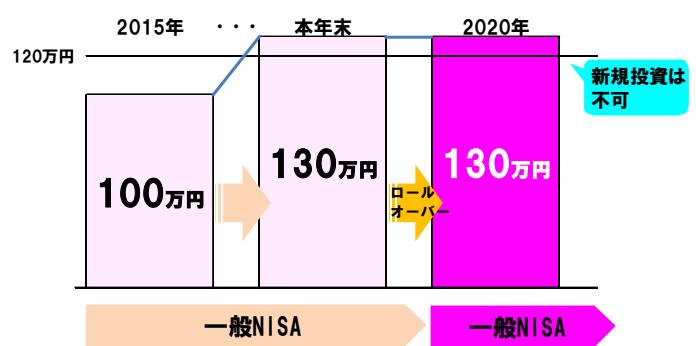
★**一般NISAと他の口座との損益通算等はできません。**

### ①本年12月末時点の時価が2020年の非課税投資枠（120万円）未満の場合



- ・2020年分の非課税投資枠120万円に満たない分は新規投資ができます。

### ②本年12月末時点の時価が2020年の非課税投資枠（120万円）以上の場合



- ・2020年分の非課税投資枠**120万円を上回る分もロールオーバーできます**が、非課税投資枠を全て利用するため、新規投資はできません。

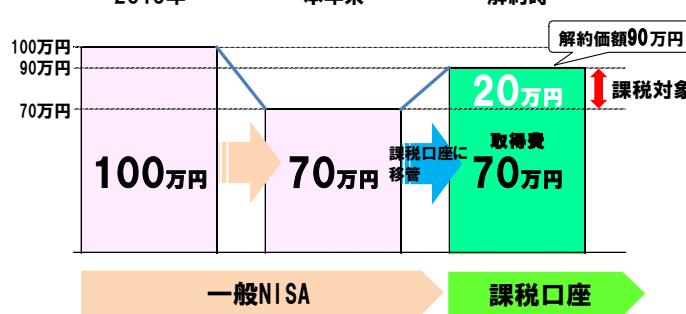
※本年分の非課税投資枠に余裕枠がある場合は、当該余裕枠への移管も可能です。お手続きの詳細はお取引店までお問い合わせください。

## 選択2 課税口座に移管する

★**特段お手続きは必要ございません。**当金庫に特定口座を開設されている場合には特定口座に、当金庫に特定口座を開設されていない場合には一般口座に、それぞれ移管されます。

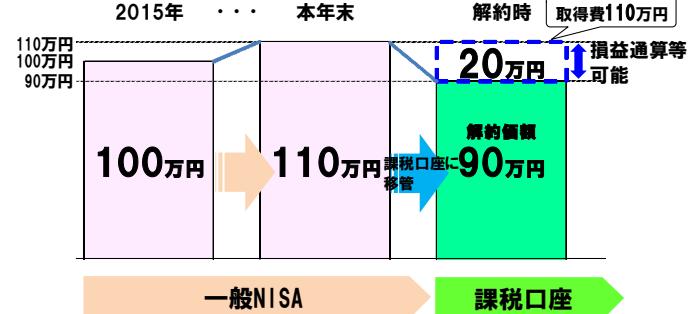
★**本年12月末時点の時価を取得費**として解約時の譲渡損益が計算されます。

### ①課税口座へ移管後、移管時より高い価額で解約する場合



- ・購入時より低い価額で解約しても課税される場合があります。

### ②課税口座へ移管後、移管時より低い価額で解約する場合



- ・値下がりによる損失を損益通算等することができます。

※課税口座に移管された投資信託をNISA口座に再度移管することはできません。

※当金庫に特定口座を開設されているお客さまが、一般口座への移管を希望される場合は、本年11月末を目安に一般口座への移管依頼書のご提出が必要になります。この場合、同一銘柄の投資信託は、ロールオーバーするものを除き、全てを一般口座に移管する必要があります。

※NISA口座と特定口座の口座番号が異なる場合（NISA口座を開設しているお取引店とは異なるお取引店に特定口座を開設している場合等）で、特定口座への移管を希望される場合には、特定口座の口座番号がNISA口座の口座番号と同一となるよう、事前に特定口座の口座番号を変更するお手続きが必要になります。

## 選択3 本年中に解約する

★**受渡日（解約代金入金日）が本年中**となるよう**解約のお手続き**をお済ませください。

☞詳細は、裏面の「留意点2」をご覧ください。